

私立学校法改正 Q&A

(令和元年 12 月 19 日一部修正版)

※ 文部科学省作成「私立学校法改正 Q&A (令和元年 10 月 10 日版)」の内容のうち、文部科学大臣所轄法人のみに適用される内容を削除し、岩手県知事所轄法人のみに関連する Q&A を追記しています。

※ 本 Q&A の問は学校法人や私学団体からの質問事項、パブリックコメントに寄せられた意見等を踏まえて作成しています。

【全般的事項】

Q1-1 私立学校法改正に伴い寄附行為を変更する場合は、岩手県への申請が必要か。

- 必要となります。私立学校法改正に伴う寄附行為変更については、令和 2 年 3 月 2 日 (月) までを申請受付期間とします。
- 各法人におかれては、学校法人寄附行為作成例 (令和元年 12 月 10 日改正) (以下「改正寄附行為作成例」という。)も参考とし、寄附行為変更を準備の上、上記期間に申請ください。
- やむを得ない事情により、これらの期間に申請できない場合、事前に岩手県政策地域部学事振興課まで相談してください。

Q1-2 寄附行為の変更認可申請には、どのような添付資料が必要となるか。また、どのくらいの期間で認可が下りるか。改正私立学校法に伴う寄附行為の変更にあわせて理事数変更等の変更認可申請をしてもよいか。

- 学校法人 (準学校法人) 寄附行為変更認可申請書、理事会及び評議員会の決議録、変更後の寄附行為 (3 部) などが必要となります。「私立学校関係事務の手引き」のうち、「学校法人 (準学校法人) 寄附行為変更認可申請書」を参照してください。
- 申請から認可までの期間は概ね 1 か月程度を予定しています。
なお、私立学校法改正に伴う寄附行為変更内容について御不明な点がある場合は、学事振興課私学振興担当まで電話又はメールにてお問い合わせください。

- 改正私立学校法に伴う寄附行為の変更以外の変更事項（学科等設置廃止、設置者変更に係る寄附行為変更等を除く）がある場合には、あわせて認可申請をしていただくことが可能です。

Q1-3 寄附行為変更の認可申請後に補正が必要となった場合、改めて理事会及び評議員会に諮る必要があるのか。

- 寄附行為の変更は評議員会の意見を聴いた上で理事会において決議することが必要となりますので、認可申請後に補正が必要となった場合は、改めて理事会及び評議員会に諮る必要があります。なお、法人において、**岩手県知事**への認可申請において、軽微な修正を行う必要が生じた場合には、理事長に一任する取扱いとしている例があり、その場合には、改めて理事会及び評議員会に諮る必要はありません。

Q1-3-2 軽微な修正を理事長に一任する取扱いとしている例とは、議事録にその旨を記載したうえで提出するという形で良いか。

- そのような取扱いで差し支えありません。なお、軽微な修正を理事長に一任する場合には、寄附行為の変更案に加え、軽微な修正を理事長に一任する点についても、評議員会の意見を聞いた上で理事会において決議しておくことが望ましいと考えられます。その上で、これらの手続を経たことが分かるように議事録に記載してください。

Q1-4 改正私立学校法に伴う寄附行為の変更で、学則等の**学校**必置規則への影響が予見できるものはあるか。

- 特段影響が及ぶことは想定されませんが、各法人・学校においてご確認ください。

Q1-5 一般社団・財団法人法の規程を準用する条項について、寄附行為で定める場合はどのように記載すればよいか。

- 改正寄附行為作成例を参照ください。

Q1-6 改正私立学校法に伴う寄附行為の変更は、令和2年4月1日までに行う必要があるか。また、寄附行為の施行日は令和2年4月1日でよいか。

- 改正私立学校法の施行日である令和2年4月1日まで、同日を施行日とする寄附行為変更を行うことが望ましいですが、間に合わない場合、実際の運用を改正私立学校法と同様のものにするという対応も考えられます。いずれにしても、新制度の施行日である令和2年4月1日以降は新制度に基づく対応が行われることが必要となります。
- 令和2年4月1日まで寄附行為変更が間に合わなかった場合の寄附行為の施行日は岩手県知事認可日以降となります。

Q1-7 令和2年3月末日に学校の廃止に係る認可申請を予定しているが、改正私立学校法に伴う寄附行為認可後に行うことでよいか。

- 学校の廃止に係る認可申請は、学校を廃止しようとする日の60日前までに申請してください。一方、改正私立学校法に伴う寄附行為変更認可申請は、令和2年3月2日（月）までに提出してください。
なお、学校の廃止に伴う寄附行為変更認可申請と改正私立学校法に伴う寄附行為変更認可申請を同時に申請する場合は、その申請時期について、学事振興課私学振興担当まで個別にお問い合わせください。

Q1-8 今回の改正における役員の実務責任の明確化と監事の牽制機能の強化は、理事長や理事の行為に対するチェック機能あるいは不正の抑止効果を高めることを目的としたものであることを周知すべきではないか。

- 今回の私立学校法改正は、学校法人の自律的で意欲的なガバナンスの改善や経営の強化の取組、情報公開を促すとともに、学生が安心して学べる環境の整備を図る観点から行われたものであり、その中で理事に対する監事の牽制機能の強化や不正の抑止を図るものであることについては周知を図ってまいります。

Q1-9 法改正による役員へのチェック機能、役員による不祥事に対する抑止機能を実効性あるものにするためには、改正内容について役員・評議員のみならず、教職員、学生、生徒、保護者などにも正確な理解を促すため、わかりやすく入念に改正について説明する必要があるのではないか。

- 改正内容については、まずは学校法人の役員及び職員に対する説明を行うとともに、その他のステークホルダーに対しても各種の機会を通じて理解を図るための取組が行われることが重要であると考えます。

【学校法人の責務（第24条）】

Q2-1 その運営の透明性の確保の「その」は何を指すのか。

- 「学校法人」を指します。

【特別の利益供与の禁止（第26条の2）】

Q3-1 理事、監事、評議員、職員等の「等」とは何か？

- 改正私立学校法施行令第1条に規定する以下の者を指します。
 - ① 設立者、理事、監事、評議員、職員（当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。）（第1号）
 - ② ①に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族（第2号）
 - ③ ①②に掲げる者と事実上婚姻関係と同様の事情にある者（第3号）
 - ④ ②③に掲げる者のほか、①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者（第4号）
 - ⑤ 学校法人の設立者が法人である場合、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として文部科学省令で定めるもの（第5号）

Q3-2 特別の利益とは具体的に何を指すのか？

- 「特別の利益」とは、財産上の利益の供与又は金銭その他の資産の交付等で、社会通念上不相当なものをいいます。例えば、特別な事情がないにもかかわらず、土地建物のような高額な資産を無償又は低廉な価格で譲渡・貸与

する場合や報酬規程等に基づかずに金銭を提供する場合などには、「特別の利益」に該当すると考えられます。

Q3-3 ④の役職員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者について、理事が別に経営する会社から給与を受けている場合、当該給与は役職員等から受ける金銭その他財産に該当するか。

- 通常の給与として支払われている場合には本要件には該当しないものと考えられます。

【学校法人と役員との関係（第35条の2）】

Q4-1 私立学校法改正の概要にある「役員の責任の明確化」とは、文部科学大臣所轄学校法人のみか、都道府県知事所轄学校法人も含まれるのか。

- 都道府県知事所轄の学校法人も含まれます。

Q4-2 学校法人と役員との関係について、「委任に関する規定に従う」とは具体的にどのような意味で、何が変わるのか。従来の就任承諾書・誓約書の取り交わし以外に何が必要か。「委任に関する規定」の具体的な内容如何。

- 改正前の私立学校法においては、学校法人と役員との関係については規定が置かれていませんでしたが、学校法人と役員は民法上の委任（民法第643条）又は準委任（民法第656条）の関係に立つと解されてきました。
- 今回の改正により新設された本規定により、役員が民法第644条による善管注意義務を負うことが明確化されることとなります。
- このことに伴い新たに対応が必要になることは想定されませんが、学校法人と役員との関係が委任に関する規定に従うことが私立学校法上新たに規定されたことを踏まえ、役員の就任時の手続や文書等の内容に変更が生じないか各法人において御確認下さい。

【理事会の議事参与制限（第36条）】

Q5-1 特別の利害関係とは何か。また、理事の親族が利害関係者である場合も議事参与は制限されるのか。

- 特別の利害関係とは、法人に対する忠実義務を誠実に履行することが定型的に困難と認められるような個人的利害関係や法人外の利害関係を意味すると解されています。例えば、利益相反取引の承認などがこれに当たり得ます。
- また、理事の親族が利害関係者である場合であっても、本規定による議事参与の制限の対象とはなりません。同一の生計に属する場合などは、本人の利害関係者として制限の対象となる可能性があります。

【監事の職務（第37条）】

Q6-1 理事の業務執行を監査する場合、理事である学長の業務執行として教育の分野についても監査することとなるのか。理事の業務執行を監査する場合の監事の職務の具体的な範囲とは何か。関連して、理事の業務を寄附行為またはその他の規程によって定める必要はあるのか。

- 理事の業務執行の監査については、これまで規定されていた学校法人の業務の監査に理事の業務執行の状況の監査も含まれることを明確化する観点から改正を行ったものであり、これまでの取扱いと変わるものではありません。
- 「学校法人の業務」及び「理事の業務執行」は、財務面に限定されるものではなく、学校法人の業務の中心である教学面から捉えた学校運営も含まれるものです。個々の教育研究内容に立ち入ることは適当ではありませんが、例えば、学部・学科の改組や学生・生徒の募集計画、自己点検評価サイクルの稼働状況等、法人経営の重要な要素となる教学面の事項は含まれます。
- 改正寄附行為作成例では、監事の職務として理事の業務執行の監査を追加しており、各法人において法改正を踏まえた寄附行為の改正を検討することが適当と考えられます。

Q6-2 法令や寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求することができるが、重大な事実とはどんな状況を意味するのか。

- 法令や寄附行為に違反する重大な事実については、今回の改正で追加したものではなく、従前から置かれている規定になります。具体的には、例えば、法令や寄附行為に定められた必要な手続を経ず、理事が財産を不当に流用している場合や虚偽の財務書類の作成などが想定されます

Q6-3 監事が招集した理事会の議長は誰になるのか。

- 監事が招集した理事会の議長については、寄附行為によって定めることとなります。
- 改正寄附行為作成例では、出席する理事の互選によって定めることとしています。

Q6-4 監事が理事会や評議員会の招集を請求したときに5日以内に招集通知が発せられない場合、5日間を超えた日に招集通知が発せられたとしたら、監事が招集を発する前であれば、理事長の招集した理事会で有効か。

- 御指摘のとおりです。監事による理事会の招集請求から5日以内に招集通知が発せられず5日間を超えた場合、監事及び理事長の双方が理事会を招集することが可能となります。

Q6-5 監事の権限が強化されることとなるが、監事の職務執行は誰がチェックするのか。

- 監事は評議員会の同意を得て理事長が選任することとされており、理事会及び評議員会に対して監査報告を行うことなどから、理事会、評議員会、理事長又は他の監事はその業務執行の状況をチェックすることが適当と考えられます。
- 仮に監事の職務執行が不十分又は不適切な場合は、役員解任に関する寄

附行為の定めに基づき、監事の解任について検討することが必要になるものと考えられます。

Q6-6 監査内容のチェックリストは、社会福祉法人と同様に詳細に作成しなければならないか。

- 監査内容をどのようなものとするかは各学校法人の判断となりますが、どういった事項を監査するかも含め、監事の監査を支援するための体制の整備が求められます。

Q6-7 改正寄附行為作成例第8条第2項に監事の独立性に関する項が新設されたが、これは顧問契約を結んでいる者を監事として選任することが私立学校法違反になるということなのか。

- 本規定は、監事としての職務以外に学校法人と顧問契約等を結ぶことにより報酬を得ている場合（例：会計監査人、アドバイザー契約等）、こうした者が監事に選任されることにより監査する立場と監査される立場が利益相反的な関係となる可能性があるため、それらを防止することができる者を選任することが適当との観点から追加されたものです。顧問契約を結んでいる者を監事として選任することが直ちに私立学校法違反になるものではありませんが、監事に期待される役割を踏まえて適切な者を選任することが必要です。

【一般社団・財団法人法の準用（第40条の5）】

〔理事の職務を代行する者の権限（一般社団・財団法人法第80条）〕

Q7-1-1 （質問なし）

〔表見代理理事（一般社団・財団法人法第82条）〕

Q7-2-1 代表権を持たない理事であっても副理事長・専務理事・常務理事と名乗る場合は善意の第三者に対して理事長と同一の責任が発生するということか。

- 表見代理については、これまでも民法の表見代理に関する規定が適用されると解されてきました。

- 今回の改正により一般社団・財団法人法第 82 条を準用し、代表権を持たない理事であっても、学校法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負うことを明確化しました。

[競業及び利益相反取引の制限（一般社団・財団法人法第 84 条・第 92 条）]

Q7-3-1 理事がほかの学校法人の理事を兼ねることについては「競業」となる可能性があるか？理事会の承認が必要な範囲はどこまでか。

- 理事が他の学校法人の理事を兼務することが直ちに競業取引となるものではありませんが、当該理事が他の学校法人の理事として取引を行った場合は競業取引に該当する可能性があります。
- このため、他の学校法人の理事として業務執行を行うことについて理事会の承認を得ておくことが望ましいと考えられます。

Q7-3-2 「競業」については、学校法人の理事が、他の学校法人の理事に就任する場合は、その旨をそれぞれの理事会で説明し承認を受けるとともに、そのことを議事録に明記するという解釈でよろしいか。

- そのような手続きを経ていただくということで差し支えありません。

Q7-3-3 理事が、学校法人が収益事業として経営するものと同じ業種の事業を営むことは「競業」にあたるのか？（例：学校法人が収益事業として不動産業を営んでいる際に、理事も不動産業を営んでいる場合／他の学校法人で学生寮の経営や損害保険事業などの収益事業に関わっている者を役員とする場合）

- 学校法人が収益事業として行っている事業と同業種の事業を理事が行う場合は競業に当たる可能性があります。例えば学校法人が不動産業を行っている場合、不動産業者である理事が別の不動産会社を営む場合などは競業となる可能性があります。

Q7-3-4 学校法人の理事が医療法人の理事長であり、学校法人が学生等の健康診断を当該医療法人に委託する場合でも利益相反に該当するか。また、この場合利益相反に該当するならば理事会の承認が必要だが、理事会の承認を欠いた場合の取引の効果はどうなるか。会社法のように、相対的無効と考えるべきか。

- 御指摘のケースは利益相反取引に該当する可能性があり、理事会の承認を得ておくことが望ましいと考えられます。
- 理事会の事前の承認を得ずに行われた利益相反取引については、無効であるが、第三者に対してはその者の悪意を証明しなければ無効を主張できない（相対的無効）ものと解されます。
- 当該取引について事後に理事会の承認を得た場合には、遡って有効となるものと解されます。

Q7-3-5 改正前の利益相反行為の規定は理事長や代表権を有する理事についてのみ適用されていたが、改正後の利益相反取引の規定は理事全員に適用されるのか？また、特別代理人は立てるのか？

- 利益相反取引の制限は、今回の改正により、代表権を有しない理事を含む理事全員が対象となります。
- 今回の改正により特別代理人の規定は削除されましたので、特別代理人の手続きは不要となります。改正後の規定に基づき、利益相反取引をしようとするときは、理事会において当該取引について重要な事実を開示し、承認を受けた上で、代表権を有する理事が法人を代表して取引を行うことで差し支えありません。

Q7-3-6 競業や利益相反取引について、理事が他の学校法人の理事を兼ねている場合、こういったタイミングで理事会に諮る必要があるか。

- まずは改正私立学校法の施行日が令和2年4月1日であるので、そのタイミングで行われる理事会に諮ることが考えられます。
- その後については、各学校法人の判断となりますが、毎年4月頃の理事会、

新しい理事が選任される際、任期途中で新たに他の職を兼ねることとなった場合、他の職の契約更新・改定時などがタイミングとして考えられます。

〔理事の監事への報告義務（一般社団・財団法人法第 85 条）〕

Q7-4 （質問なし）

〔監事による理事の行為の差止め（一般社団・財団法人法第 103 条）〕

Q7-5 （質問なし）

【評議員会の議事参与制限（第 41 条）】

Q8-1 （質問なし）

【評議員会からの意見聴取（第 42 条）】

Q9-1 評議員会への「諮問事項」は寄附行為に規定を置いているが、「議決事項」については規定を置いていない場合、規定を設けた方がよいのか。そこに評議員による「損害賠償責任の免除等の決議」も加えた方がよいのか。

- 寄附行為において評議員会の議決事項を設けるかどうかは、各法人の判断によるところとなります。
- 今回の改正により、役員損害賠償責任の免除については、評議員会の決議を要することが法律によって規定されましたので（改正私立学校法第 113 条第 1 項）、必ずしも寄附行為に評議員会の議決事項として定めることを要するものではありません。現在、議決事項を寄附行為で定めている場合は、その中に損害賠償の免除に関する事項を追加するかどうかについては、各法人において判断されるべきものと考えられます。

【役員对学校法人に対する損害賠償責任（第 44 条の 2）】

Q10-1 善意でも損害賠償責任を負わなければならないのか。

- 「任務を怠ったとき」は、概ね善管注意義務に反したときに相当し、悪意又は過失により学校法人に損害を与えた場合を指しますので、善意かつ無過失の場合は責任を負いません。
- このため、善意であっても過失がある場合には、損害賠償責任を負うこととなります。

Q10-2 悪意や重過失の場合も損害賠償責任が免除されるのか。

- 悪意又は重過失により学校法人に損害を与えた場合は、総評議員の同意があった場合に限り、損害賠償責任の全部又は一部免除が認められます。

Q10-3 読み替え後の一般社団・財団法人法第 112 条の総評議員の「同意」、第 113 条第 1 項の評議員会の「決議」、第 113 条の第 4 項の評議員会の「承認」と分けている意味は何なのか。諮問機関なので「同意」と統一すればよいのではないか。

- 一般社団・財団法人法の準用規定であるため、同法で使われている用語についても準用しています。

Q10-4 評議員会の決議による損害賠償責任の免除に際する評議員会の決議は、現在の私立学校法に定められている、寄附行為に定めを置くことで議決事項とし得る事項と同じ議決が必要という理解でよいか。

- 損害賠償責任の免除に関する評議員会の決議について、その手続等は私立学校法第 41 条の規定によるところとなり、その意味において私立学校法第 42 条第 2 項により寄附行為に定めを置くことで議決事項とする事項と同じ議決が必要となります（損害賠償免除の決議は三分の二以上の多数が必要）。

Q10-5 諮問機関としての評議員会に決議をさせることになっているが、社員総会の社員と諮問機関の評議員と同じ意味で読み替えるのはおかしいのではないか。評議員会の性格をどう整理しているのか。

- 学校法人における評議員会は原則として諮問機関として位置付けられており、今回の改正においても私立学校法第 42 条は改正しておらず、その位置付けは変わるものではありません。

- 他方、同条第2項により、各法人の判断により、重要事項の決定について評議員会の議決を要するものとする事ができることとなっています。
- 今回の改正により、損害賠償責任の免除には評議員会の決議が必要となりますが、これは役員である理事を構成員とする理事会においてその免除を決議することは適当ではなく、学校法人に必置の機関であり卒業生など幅広い者から構成される評議員会の決議を要することとしたものです。
- 社会福祉法人や医療法人、一般財団法人、公益財団法人においては、損害賠償責任の免除に関し評議員会の決議が必要とされています。学校法人制度の評議員会はこれらの法人制度とは位置付けが異なりますが、上述の通り従前から議決を要するものとする事も可能となっており、今回の改正において損害賠償責任の免除を決議する機関として位置付けたものです。

Q10-6 どんな場合に役員に損害賠償責任が適用されるのか。それを寄附行為に定める必要があるのか。

- 役員が任務を怠ったことにより学校法人に損害が生じた場合に損害賠償責任が生じることとなります。詳しくは資料「役員の損害賠償責任 概要図(例)」を参照してください。
- 法律が直接適用されるため寄附行為に損害賠償責任の適用について定めることは要しませんが、責任の免除や責任限定契約について寄附行為で定めることができるとされている事項があります。これらについては、改正寄附行為作成例に規定例を記載していますので、参考の上、各法人において寄附行為変更について御検討ください。

Q10-7 学内理事(教職員)に対し役員報酬(理事報酬)として年間40万円を支払っている場合、損害賠償責任の最低責任限度額の計算における「学校法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額」は40万円として差し支えないか。

- 理事が職員を兼務している場合、損害賠償責任の最低責任限度額の計算に

おける報酬、賞与その他の職務執行の対価には、役員報酬のみならず、職員としての報酬も含まれることとなります。

- このため、役員報酬の40万円だけではなく、職員としての報酬を含む額となります。

Q10-8 学校法人に発生した損害額が、最低責任限度額に満たない場合、役員は損害額の全額を負担しなければならないか。

- その通りです。

Q10-9 非業務執行理事とはどのような役割、立場の理事を指すのか。非業務執行理事は業務を掌理している理事を除くとされている。本法人では、いわゆる「学外理事（本務が別の会社である非常勤の理事）」についても、業務執行体制上、若干の分掌を割り当てているが、そのような一部でも掌理するような業務がある理事は、文言どおり「非業務執行理事」の対象とならないのか。

- 「業務執行理事」とは、①理事長、②理事長以外の者であって寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する理事として選定されたもの、③学校法人の業務を執行したその他の理事のことをいいます。責任限定契約に係る規定の対象となる「非業務執行理事等」とは、理事のうち「業務執行理事又は当該学校法人の職員ではない理事」と「監事」のことをいいます。
- 学外理事についても、上記②に該当する場合には当然業務執行理事に該当し、③についても、単発的に業務を執行したのみであれば業務執行には該当しないと考えられますが、御質問にある「若干の業務の分掌」の内容によっては業務執行理事に当たる可能性があります。

Q10-10 責任限定契約書の例は示さないのか。

- 契約書の例を示すことは予定していません。

Q10-11 「理事等による免除に関する寄附行為の定め」又は「責任限定契約の定め」を寄附行為に設ける議案を評議員会に提出する際には、監事の同意を得る必要があると規定されているが、当該監事の同意はどのような方法で同意を取得することが想定されているか。「個別の同意書」、「当該議題を理事会で審議し監事が同意した旨を記録」などの方法が考えられるがどのような方法が適切であるか。また、上記について改正私学法施行と同時に当該内容の改正寄附行為を施行する場合、私学法施行前に当該寄附行為の改正について評議員会に諮ることになるが、改正私学法施行前であっても監事の同意を得ておくべきか。

- 監事の同意については、個別の同意書など、監事の同意の意思が明確に確認できる形で取ることが適当と考えられます。また、改正立学校法施行前でも、評議員会に諮る場合には監事の同意を得ることが望ましいと考えられます。

Q10-12 理事長の場合、賠償額が相当高額になることも想定されるが、学校法人が役員損害賠償について負担軽減する措置が必要なのではないか。学校法人も会社役員損害賠償責任保険（D&O）の対象となるのか

- 役員損害賠償に関する負担軽減措置としては、役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害に係る保険契約（役員賠償責任保険契約）などが想定されます。
- 現在、会社法制の見直しの中で当該保険契約に関する議論が行われており、学校法人の役員についても、当該議論を踏まえて文部科学省において検討を行っています。
- なお、各保険会社が提供するいわゆる D&O 保険の対象については、各保険会社が設定するものでありますが、社会福祉法人については、社会福祉法において役員等の損害賠償責任が明確化されたことを受けて保険の対象となっているケースがあると承知しています。

Q10-13 役員が学校法人に対する損害賠償責任は、既に退職した者については負うのか。また、死亡している者も負うのか。

- 退職者については、在職時の任務懈怠により損害賠償責任を負うことがあり得ます。
- 役員本人が死亡している場合は、損害賠償責任は相続人に相続されます。ただし、相続人は被相続人の権利義務を放棄することが可能です。

Q10-14 寄附行為に定める責任限定契約の最低額はどのように定めればよいか。例えば数万円という金額でも構わないのか。

- 寄附行為における損害賠償責任の最低額については、各学校法人において、非業務執行理事等が担う職務の内容や役員報酬等を勘案して定めるべきものであると考えます。
- 例えば、数万円という最低額を設定した場合であっても、個別の責任限定契約における損害賠償責任の限度額を定めることにより、当該限度額と役員報酬額の2倍の金額の高い方の額までの責任を負うこととなり、個別の非業務執行理事等ごと限度額を設定することが可能です。
- 学校法人に損害が発生した場合に、役員が賠償責任を負わない場合は法人が損害を被ることとなりますので、上記の観点も踏まえて各学校法人において適切に設定してください。

Q10-15 責任限定契約について、学内外の理事とも役員報酬は無報酬となっているが、契約は締結できるのか。

- 学内で職員を兼ねている理事については、責任限定契約を締結することはできません。
- 学外理事で非業務執行理事等に該当する場合には、寄附行為に定めを置くことにより責任限定契約を締結することは可能となります。その場合、無報酬であっても、Q10-15の回答の通り、寄附行為の定め及び個別の責任限定契約の内容に応じて損害賠償責任が生じることとなります。

Q10-16 改正寄付行為作成例の最後にある責任の免除と責任限定契約に関する条文は、寄附行為のどの場所に置くのがよいか。

- 寄附行為のどの場所に置くかについては、各学校法人において判断される事柄となります（例えば、第5章の資産及び会計の中や第8章の補則の中に置くことが考えられます）。

【役員 of 第三者に対する損害賠償責任（第44条の3）】

Q11-1 善意かつ重大な過失がない場合とは、具体的にどのような場合か。

- 善意かつ重大な過失がない場合については、善管注意義務に従って業務を行っている場合はこれに当たりますが、具体的には個別具体の事案によることとなります。
- 例えば返済の見込みのない借入れや放漫経営による法人の破産については、悪意又は重過失により第三者に損害が生じるケースに該当する可能性があります。

Q11-2 「ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明した時は、この限りでない。」とあるが、この証明がなされたときの手続方法は規定しておく必要がある。ひな形の提示はあるか。

- 財務書類等の虚偽記載等を行った場合に注意を怠らなかったことの証明となりますが、その形式ではなく実態面から判断されることとなることから、方法についてひな形を提示することは考えていません。

【役員 of 連帯責任（第44条の4）】

Q12-1 連帯責任とは、損害の全額を連帯して負わなければならないということなのか。

- 複数の役員が損害賠償責任を負う場合、各自が学校法人又は第三者に対してその損害の全額について賠償する責任を負うこととなります。役員相互の内部関係においては、任務懈怠の軽重等に応じて負担部分が決まり、学校法人又は第三者に対して損害の全額を賠償した者は、他の役員に対し、求償することができます。

Q12-2 損害賠償責任の免除の規程との関係は、どうなるのか。連帯責任の場合でも免除額に差があるものなのか。

- 複数の役員が損害賠償責任を負う場合の各役員の債務については、任務懈怠の軽重等に応じて負担分が決まるため、損害賠償責任の免除についてもこの負担分に応じて行われることとなります。
- 一部の役員の損害賠償責任が免除された場合の連帯債務の賠償義務については、不真正連帯債務となるものと考えていますが、個々の事案により裁判等を通じて判断されるものとなります。

【Q13-1～9 削除（事業に関する中期的な計画等（第45条の2））】

【寄附行為の備置き、閲覧及び公表（第33条の2、第63条の2）】

Q14-1 （質問なし）

【役員等名簿、財務書類等の備付け、閲覧及び公表（第47条、第63条の2）】

Q15-1 財務書類の備え置きや閲覧は法人本部事務所だけでなく、各事務所ということは、大学、短大、高校など各学校の事務室でそれぞれ閲覧できるように備え置く必要があるか。

- 登記された主たる事務所及び従たる事務所がある場合は、従たる事務所への備置きが必要となりますが、大学、短大、高校などの学校の事務室はこれらの登記された法人の事務所とは異なるものと考えられますので、その場合には備置きの必要はありません。

Q15-2 第 47 条で規定する貸借対照表、収支計算書は、私立学校法施行規則第 4 条の 4 の規程に基づき、少なくとも大学法人、短大法人においては、学校法人会計基準に従って作成した決算書類の原本またはその写しを事務所に備えて置き、閲覧に供するものとすべきでないか。以下の通り「様式参考例」を改めるべきではないか。

○「様式参考例」という名称を改め、作成の際に基づくべき「様式」とすること

○内容を学校法人会計基準の様式（第一～第十号様式）と同一のものにすること。それが不可能ならば、

- ・貸借対照表の注記を表示すること
- ・各書類の小科目を「…」として省略して表示していることは、大科目のみ記載すればよいということではなく、小科目も記載すべきものであることを明記すること
- ・各書類に付属する明細表、内訳表についても様式を示すこと

○財産目録についても、表示内容をより詳細に示すなど、積極的な公開を促すものとする

- 私立学校法第 47 条及び私立学校法施行規則第 4 条の 4 に基づき作成・閲覧に供する財務書類等については、多くの学校法人が学校法人会計基準に従い書類を作成している実態を踏まえ、様式参考例として学校法人会計基準の様式（小科目・注記を含む）を示しています。

Q15-3 文科省が平成 16 年 7 月 23 日付の私学部長通知で明記している「第 26 条第 3 項に規定する収益事業に係る財務書類についても、閲覧の対象となる」ことについて改めて周知すべきでないか。

- 御指摘の内容についてはこれまでと取扱いが変わるものではありません。これについては改めて周知することとしています。

Q15-4 「役員等名簿」については、「理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿」と定義しているが、氏名だけではどのような人物か不明なので、所属・肩書・経歴等を積極的に記載することを周知すべきではないか。住所はどこまで詳細に書くべきか。具体的に記載すべき内容如何。

- 役員等名簿については、法律上は役員等の氏名及び住所が記載事項となっ

ています。それ以上の情報の記載については各法人の判断となります。

- 住所については、原則として住民票に記載されている住所を記載します。

Q15-6 役員等の名簿は、当該会計年度における最新版を備え置けばよいか。

- 作成の日から5年間の備置きが必要となります、最新版を含め、該当する役員等名簿を備え置くことが必要となります。

Q15-7 役員等名簿の備付け・閲覧については、インターネットで公表することをもって備付け及び閲覧に供しているとする事ができるか。

- 役員等名簿を含む財務書類等の備付け及び閲覧については、文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年文部科学省令第31号）により、電磁的記録により行うことが可能となっています。
- このため、各事務所において請求があった場合に、電磁的記録による場合を含め財務書類等を閲覧できる環境が用意されていればよいこととなります。

【役員に対する報酬等の支給の基準（第47条、第48条、第66条）】

Q16-1 既に役員報酬基準を作成している法人も評議員会の同意が必要か。

- 現在作成されている役員報酬基準が評議員会の意見を聴取の上作成されている場合には改めて聴取し直す必要はありません。
- 現在の基準の作成に当たって評議員会の意見聴取が行われていない場合には、施行日までに意見聴取を行う必要があります。
- 法律上は評議員会の「意見を聴く」ことが必要となりますので、各学校法人の寄附行為に基づき、評議員会において必要な手続を経て基準を作成してください。

Q16-2 役員に払われている日当は「報酬」に該当するか。

- 業務の対価として位置づけられているものは該当します。交通費等の実費相当額は該当しません。

Q16-3 役員と職員を兼ねている場合、職員として支払われる給与は役員報酬に含まれるのか。

- 職員として支払われる給与が職員給与規程に基づき支払われるなど、明確に分かれている場合には役員報酬には含まれません。ただし、役員報酬基準作成の趣旨に鑑み、役員が受け取る報酬額が不当に高額となることは適当ではありません。

Q16-4 役員報酬基準はいつまでに策定・公表すればいいのか。

- 役員報酬基準は、評議員会の意見を聴いた上で、改正私立学校法の施行日である令和2年4月1日時点で作成・公表する必要があります（公表は文部科学大臣所轄法人のみ）。

Q16-5 役員報酬基準の具体的な内容如何。抽象的な支給基準を策定して、不当に高額な報酬を得ることがないようにすべきではないか。

「執務状況に鑑み、理事会で決定する」という内容でよいか。

報酬額の決定経緯のみの公表でよいか。金額の上限を定めるだけでよいか。

- 私立学校法施行規則第4条の5において、報酬基準に定める事項として「報酬等の金額の算定方法」を規定し、報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか説明できる内容とすることを求めています。
- その上で、役員報酬基準の参考例を作成し、これを参考にされたいことを周知することとしています。

Q16-6 評議員、顧問、参与等の役職については、報酬基準を定める必要はあるか。今回の改正私立学校法で求められているのは役員の報酬基準のみか。

- 今回の法改正で求められているのは役員の報酬基準となります。
- なお、これらの者に対する報酬についても、報酬規程を定めた上で支払われるべきものであることはこれまでと同様です。

Q16-7 給与、退職金、旅費について、一般職員の基準を役員にも準用している。その場合は一般職員の基準を公表する必要があるか。

- 役員の報酬基準の実態が分かるような形で公表される必要がありますので、他の規定を準用している場合には、準用されている内容が分かる形で公表することが求められます。

Q16-8 役員に対する報酬等の支給の基準は、制定又は一部改正の日から5年間備え付けておけばよく、5年間を超えた場合に備え付けていなかった場合は罰則の対象にならないか。

- 役員報酬基準の備置きは作成の日から5年間となります。5年を超えた場合であっても、その時点で適用されている役員報酬基準は備え置くことが適当です。

Q16-9 役員に対する報酬等の支給の基準の参考例第4条<例3>にある「常勤の役員に対する報酬総額（年額、賞与を含む。）」とは、常勤役員全員の報酬総額なのか、常勤役員一人の報酬総額なのか。

- 常勤役員一人の報酬総額（年額、賞与を含む。以下同じ。）になります。常勤役員一人当たりの報酬総額の上限を定めた上で、それぞれの常勤役員の報酬額は理事会で決定するという算定方法を参考例として示したものです。
- 役員全員の報酬総額を定めた上で、その範囲内において理事会が各役員の報酬額を決定するという規定は、どのような過程を経て各役員の報酬額が算定されたかを示す算定方法として不十分であるため、認められません。

(参考：社会福祉法人における役員報酬基準の運用)

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」の改訂について（平成28年11月11日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）

② 報酬等の金額の算定方法

- (b) 評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各理事の具体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するといった規定は、許容される（国等他団体の俸給表等を準用している場合、準用する給与規程（該当部分の抜粋も可）を支給基準の別紙と位置づけ、支給基準と一体のものとして所轄庁に提出すること。）。
- (c) 評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において決定するという規定や、単に職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給するというだけの規定は、どのような算定過程から具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が理解することは困難であり、法人として説明責任を果たすことができないため、認められない。

Q16-10 役員の報酬について、寄附行為で無報酬であることを定めれば、役員報酬基準を策定する必要はないか。

- 御質問のとおり、寄附行為において無報酬と定めた場合については、法令により作成が義務付けられた寄附行為により無報酬であることが確認できるため、報酬額を別途策定する必要はありません。

【Q17-1～5 削除（情報の公表（第63条の2））】

【清算人の選任（第50条の4）】

Q18-1 （質問なし）

【その他】

Q19-1 理事と評議員の兼務の是非についての指針や、理事会の審議事項、各理事の担当業務については規程で定めたほうがよいか。

- 御指摘の点については各法人において明確にすべき事柄と考えられますが、それらを規程で定めるかどうかについては各法人の判断であると考えます。

Q19-2 今回の改正で第 38 条第 5 項について「(当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)」という文言が削除されているが、この改正の意図は何か。

- 改正私立学校法第 26 条の 2 で職員の定義規定を置き、「以下同じ」としたことから、第 38 条第 5 項からは定義規定を削除したものであり、技術的な修正となります。